

香川県社会保険協会

協会だより



No.25
2018年10月

観光列車の「四国まんなんか千年ものがたり」が、人気があるそうだ。一度津から大歩危の間を走るコースだが、途中善通寺駅や琴平駅にも停車し、色鮮やかな車輛を間近に見ることができる。

これから季節は、色付く阿讚の山々や渓谷を眺めながら走る。車内では、遊山箱の料理に四国の地酒たまりません。

(まんのう町)

遊山

職場内で回覧しましょう

- 2.3b 日本年金機構提供 健康保険被扶養者認定事務の変更に伴うお願い
- 4.5p 11月は「年金月間」、11月30日(しゃくみらい)は「年金の日」です。
あなたの年金、簡単便利な、ねんしんネットで!
- 6.7d 協会けんぽ香川支局提供 被扶養者状況リストを提出の事業支所様は速やかにご提出ください。
マイナンバーの情報連携を利用する場合は、確認申出書と本人確認書類の提出が必要です。
- 8.p 都道府県社会保険協会各事業所の皆様へ
業務災害補償制度(経営グリーンアシスト)
- 9.p 新春ボウリング大会のご案内
- 10.p ふるさと健康ウォーク開催のご案内

日本年金機構提供(その1)

健康保険被扶養者認定事務の変更に伴うお願い

平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いが変更になります。

1. 認定事務の変更について

- 厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付をお願いするものです。
- なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。添付書類が省略できる場合の届書の記入方法については、裏面をご確認ください。

2. 添付書類の変更及び添付書類の一部省略

- 扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3を添付してください。

<添付書類一覧>

項目	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限ります。

※2扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)

・60歳以上の方・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

*被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

- 手続きの際に必要な添付書類については、日本年金機構ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

- ご不明な点がございましたら、「ねんきん加入者ダイヤル」またはお近くの年金事務所の担当窓口へお問い合わせください。

日本年金機構



<http://www.nenkin.go.jp/>

お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ！

ねんきん加入者ダイヤル(事業所、厚生年金加入者向け)



0570-007-123

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京) 03-6837-2913

<受付時間> 月～金曜日 09:00～17:00
第2土曜日 09:00～12:00

※毎日(第2土曜日を除く) 12月29日～1月3日はご利用いただけません。



日本年金機構
Japan Pension Service

日本年金機構提供 (その2)

認定事務の変更に伴う健康保険被扶養者(異動)届の記入方法 ～添付書類の一部省略～

様式コード	協会管事業主用		健康保険		被扶養者(異動)届		受付印		
2202		国民年金		第3号被保険者関係届					
平成 年 月 日									
事業主記入欄	事業所登記番号								
事業所所在地	事業主の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。 テ								
	原生年金被保険者の配偶者にかかわらず届出の記載がある場合、同時に「国民年金第3号被保険者関係届」として提出し、配偶者は第3号被保険者に、第2号被保険者が配偶者として読み替えます。								
事業主氏名									
電話番号	事業主が確認した場合 収入に関する既往の届出が使用されている場合は、所得欄上に「既往被扶養者・既往既存」でありますことを確認しました。								
	事業主等受付年月日 平成 年 月 日								
A 繰柄欄	被保険者登記番号		(性別)(名)(姓)		性別		1男 2女		
B 配偶者欄	配偶者登記番号		(性別)(名)(姓)		性別		1男 2女		
配偶者が被扶養者(第3号被保険者)になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、変更の場合は「変更」を○で囲んでください。									
C 日(第3号被保険者)の配偶者である被扶養者欄	第3号被保険者に就し、この届出書のとおり提出します。		平成 年 月 日		性別		1男 2女		
D 被扶養者欄	氏名		性別		性別		1男 2女		
E 被扶養者(第3号被保険者)の登記欄	被扶養者登記番号		性別		性別		1男 2女		
F 被扶養者(第3号被保険者)の登記欄	被扶養者登記番号		性別		性別		1男 2女		
被扶養者でない被扶養者を有する方に記入してください。									
被扶養者の収入(年収)									
配偶者以外の方が被扶養者になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、変更の場合は「変更」を○で囲んでください。									
G 他の方(被扶養者)の登記欄	被扶養者登記番号		性別		性別		1男 2女		
H 他の方(被扶養者)の登記欄	被扶養者登記番号		性別		性別		1男 2女		
I 他の方(被扶養者)の登記欄	被扶養者登記番号		性別		性別		1男 2女		
被扶養者の「該当」と「非該当(変更)」は同時に提出できません。「該当」、「非該当」、「変更」はそれぞれ別の用紙で提出してください。									
扶養に関する申立書(添付書類が提出できない事項)にある場合に記入してください。									
上記の事実に相違ありません。 氏名									

1. 収入に関する添付書類の省略

①の「確認」欄を○で囲んでください。

2. 繰柄に関する添付書類の省略

②と③にマイナンバーを記入してください。

戸籍謄本等で被保険者と被扶養者の繰柄を確認した場合は、④に「繰柄確認済み」と記入してください。

「繰柄確認済み」と記入してください。

日本年金機構提供(その3)

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に行います。

〈「ねんきん月間」と「年金の日」の趣旨は?〉

- 「ねんきん月間」は、国民の皆様に公的年金制度を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。
- 「年金の日」は、ご自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認していただき、老後の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的として制定されています。
- 「ねんきん月間」の期間中は、全国各地の様々な場所で、年金事務所職員などによる出張年金相談を行います。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>をご覧ください。

無料出張年金相談のご案内

- 日本年金機構(年金事務所)職員による無料出張相談所

- 老齢年金、遺族年金、障害年金等のご相談や気になるご自身の年金額の試算など(50歳以上)

※ご本人確認ができるもの(運転免許証等)をご持参ください。

○日時 11月28日(水)~30日(金) 10:00~18:00

○場所 イオンモール高松 高松市香西本町1-1

●お問い合わせ先

高松東年金事務所	高松西年金事務所	善通寺年金事務所	街角の年金相談センター高松
〒760-8543 高松市塩上町3-11-1 ☎087-861-3866	〒760-8553 高松市錦町2-3-3 ☎087-822-2840	〒765-8601 善通寺市文京町2-9-1 ☎0877-62-1662	〒760-0028 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル5階 ☎087-811-6020

全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しています

日本年金機構では、お客様が利用しやすい環境を整え、より丁寧な年金相談を実施していくため、全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しています。

《ご予約いただくと…》

- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

予約のお申し込みは「ねんきんダイヤル0570-05-4890」へ!

- お申し込みの際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯	8:30~18:00(月曜日)
	8:30~16:00(火~金曜日)
	9:30~15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談をお受けします。

日本年金機構提供 (その4) あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

○ 「ねんきんネット」とは？

「ねんきんネット」は、お客様がインターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。

○ こんなときには「ねんきんネット」

将来受け取る年金見込額が
知りたい！

自分の年金記録を確認
したい

ねんきん定期便や年金振込
通知書などの通知が見たい

スマートフォンで「ねんきん
ネット」を使いたい

保険料の支払い漏れや届け出
漏れはないかな？

日本年金機構への届書を
かんたんに作成したい

○ 「ねんきんネット」を利用するには？


ご利用には「ねんきんネット」への登録が必要です。
「年金手帳」に記載されている「基礎年金番号」をご用意ください。

《スタート》
新規登録画面から必須
事項を記入します。
・基礎年金番号

《ご本人確認》
日本年金機構でご本人
確認を行いユーザIDを
お届けします。

《完了》
ユーザID、パスワードを
使用して「ねんきんネット」へログインします。



「ねんきんネット」がよくわかる！
昔ばなし風アニメーション配信中

ねんきんネット 検索



協会けんぽ香川支部 提供

被扶養者状況リストを未提出の事業所様は 速やかにご提出ください。

被扶養者状況リストとは？

健康保険の被扶養者(ご家族)となっている方が、現在も加入要件を満たしているか確認いただきリストです。
いつ送られてきましたか？

6月中旬より順次、事業所様へお送りしています。(提出期限：平成30年8月17日)

確認対象者	「被扶養者状況リスト」に載っている方のみ (全被扶養者を確認いただく必要はありません。)	確認方法	事業主が被保険者に対して、文書または口頭により確認を行います。 (所得税法上の住民対象配偶者または扶養親族であることを確認した場合は、文書または口頭による確認を省略できます。)
-------	---	------	---

なぜ確認が必要なのですか？

二重加入していたり、
加入要件を満たさないご家族を
被扶養者から外す

保険給付(医療費等)
および高齢者医療制度への
納付金を適正化

皆様の保険料負担の
軽減につながる

平成29年度の実績 (47支部) >> 削除人数 約7.6万人、高齢者医療制度への負担軽減額 約18.4億円

削除理由は「就職したが削除する届出を日本年金機構へ提出していなかった(二重加入していた)」がほとんどです。

※1 高齢者の医療費は、税金・本人負担・医療保険者から提出しています。医療保険者とは、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等のことです。提出する額は原則、各医療保険者の加入者の人数に応じて算出されています。

● ● ● 提出方法 ● ● ●

提出専用文書に
同封されている
返信用封筒を
ご利用ください。



最寄りのポストへ投函



普通郵便

提出
完了

被扶養者状況リストを紛失している場合は、
業務グループ (087-811-0572) までご連絡ください。

入院や手術などで医療費が高額になりそうな場合は、
限度額適用認定証をご利用ください。



<<ご利用の流れ>>

① 限度額適用認定申請書を提出

被保険者が住民税非課税の場合は、「限度額適用標準負担額認定申請書」を提出してください。

② 限度額適用認定証を送付

約1週間で申請書記入の住所にお送りします。お急ぎの方は別途ご連絡ください。
区分は被保険者の標準報酬月額で決定します。
被保険者が住民税非課税の場合は区分が異なります。

③ 医療機関等へ提示

限度額適用認定証を提示すると、自己負担限度額までの請求となります。

例) 被保険者25歳、住民税課税、標準報酬月額20万円 (区分1)、自己負担額30万円の場合
限度額適用認定証提示なし ⇒ 30万円 × 0.3 = 9万円 を窓口で支払う。
限度額適用認定証提示あり ⇒ 自己負担限度額である5万7600円 を窓口で支払う。

申請書は協会けんぽのホームページから
印刷していただくか、協会けんぽへ電話し、
郵送依頼を行ってください。医療機間に
よっては窓口に申請書を置いている場合
があります。

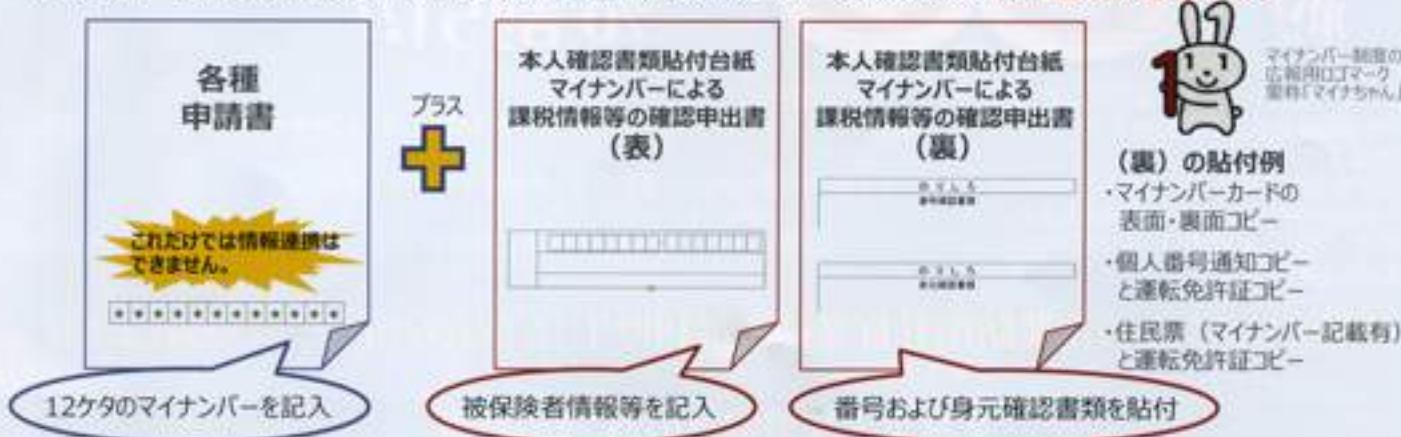
協会けんぽ香川支部 提供

マイナンバーの情報連携を利用する場合は、
確認申出書と本人確認書類の提出が必要です。

マイナンバーの情報連携を利用することで、次の申請において、原則、添付書類を省略できるようになっています。

申請の種類	対象者	従来の添付書類
①高額療養費	住民税非課税の方	(非)課税証明書
②高額介護合算療養費	住民税非課税の方	(非)課税証明書
③食事療養標準負担額の減額申請	住民税非課税の方	(非)課税証明書
④生活療養標準負担額の減額申請	住民税非課税の方	(非)課税証明書
⑤基準収入額適用申請	70歳以上で収入が一定未満の方	所得証明書、公的年金等源泉収入証など
⑥限度額適用・標準負担額減額認定申請	住民税非課税の方	(非)課税証明書

マイナンバーの情報連携を利用するには、申請書へのマイナンバー記入のほか、次の書類が必要です。

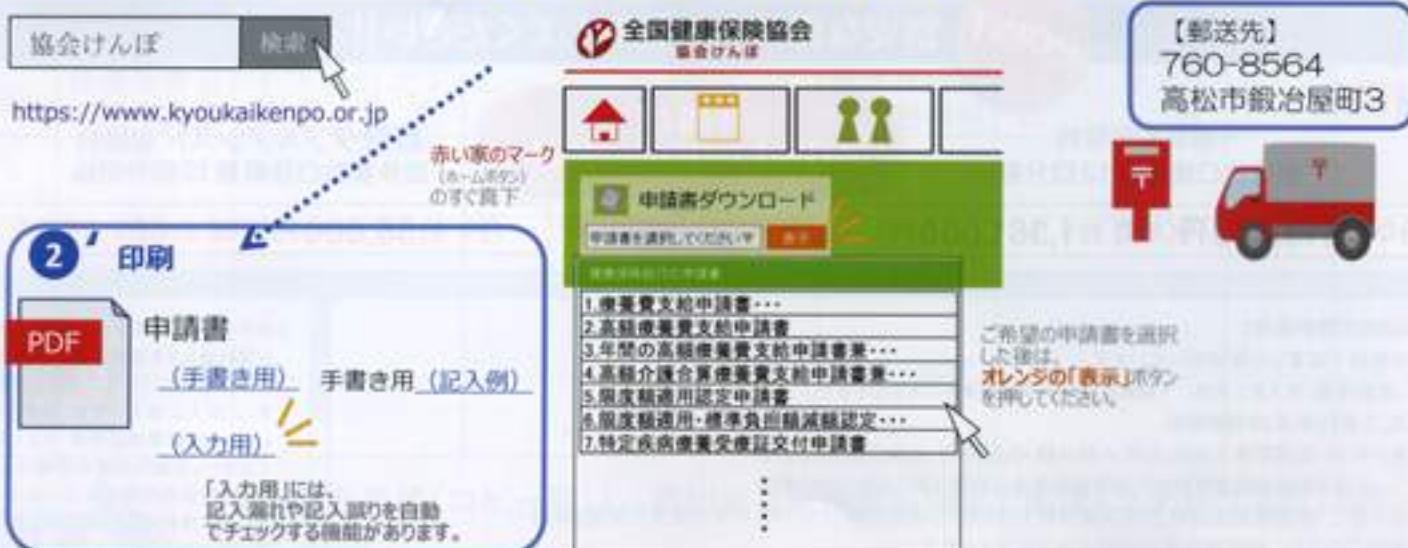


善通寺年金事務所内に設置の協会けんぽ出張窓口は
月曜日・木曜日 のみの営業です。

月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日に営業します。

2018年9月3日より、営業日が変更となっております。(日本年金機構善通寺年金事務所は従来どおりの営業です。)
制度の確認や申請書の印刷はホームページをご利用いただけるほか、手続きは郵送で行えます。

1 協会けんぽと検索 → 2 「申請書ダウンロード」からご希望の申請書を選択し、表示する。 → 3 郵送



【お問い合わせ先】

全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3香川三友ビル7階
業務グループ: 087-811-0572

都道府県社会保険協会会員事業所の皆様へ

(業務災害総合保険)

全社連では、業務災害補償制度(経営ダブルアシスト[®])を導入しています。

(保険期間:平成30年10月1日午後4時から1年間)

加入は毎月受付中!お申し込み月の翌月1日の午前0時の補償開始でご加入いただけます。

全社連では、「本会会員である社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実を目的に、全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)」(業務災害総合保険)を導入しています。

本制度は、会員企業の「経営者・従業員双方の業務災害リスクに対する補償」に、全国中小企業団体中央会のスケールメリットを活かし割安な保険料でご加入いただける制度ですので、是非この機会にご加入をご検討ください。

最大

約

56

東京海上日動の経営ダブルアシスト[®]なら
全国中小企業団体中央会所属会員の皆様への割引

% 割引!!^(*)

(*) 団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%

(**) 「健康経営優良法人認定制度」(※3)により認定を受けた法人を被保険者としてご加入される場合、さらに健康経営優良法人認定割引5%が適用されます。(※4)。

(※3) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を表彰する制度です。

(※4) 一部の特約の保険料には適用されません。

上記割引は、2018年10月1日始期契約から2019年9月1日始期契約にご加入される場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

「労災リスクへの企業防衛」「従業員の福利厚生」を割安な掛金で備えられます!!

健康経営アシストサービスもご利用いただけます!

業務災害補償制度の5つの特徴

1 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる割安な保険料

2 労災事故での高額賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット

3 政府労災保険の給付を得たずに保険金のお支払いが可能^(*)

4 契約は補償対象者無記名式。
短期労働者やパート・アルバイトはもちろん、
派遣社員^(*)、構内下請作業員^(*)も包括補償
(*)はオプション

5 保険料は売上高で算出
保険料は全額損金算入可能!

^(*)精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等を除きます。また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災等の決定を待ってからお支払いする場合があります。

POINT

割安な保険料を比較してください!!

保険料例

一般契約保険料
一般契約口座振替12回分割払

月々 約113,000円(年間 約1,361,000円)

年間で
約694,000円も割安!

経営ダブルアシスト[®]保険料
団体契約口座振替12回分割払

月々 約56,000円(年間 約667,000円)

[上記保険料の契約条件]

- 以下の条件で試算した保険料になります。

業種:建設事業(加入者の業務に下請業者として作業に従事中の方を含みます。)

売上高:3億円(役員24時間補償)

<従業員>死亡・後遺障害3,000万円、入院日額10,000円、通院日額5,000円。

災害付帯費用補償特約あり、使用者賠償責任補償(1名・1災害につき1億円)

<役員>死亡・後遺障害3,000万円、入院日額10,000円、通院日額5,000円、災害付帯費用補償特約あり

●分割保険料のほかに制度推奨500円が毎月加算されます。

●上記事例は参考例です。実際の保険料は個別ごとに異なりますので、詳しくは代理店または引受保険会社におたずねください。

※本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要についてご紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず「パンフレット概要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容の詳細は契約者である団体の代理者の方にお渡しください。また、保険料金によりますが、ご不明な点がありましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

[取扱代理店]

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座吉澤ビル4F
株式会社リスクコンサルティングファーム 担当:伴
TEL:03-6264-4771 FAX:03-6264-4772

[提携引受け保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社 担当課:医療・福祉法人部法人第2課
TEL:03-3515-4144 FAX:03-3515-4145

新春ボウリング大会のご案内

健康保険被保険者の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図る目的で、次とおり全国健康保険協会管掌健康保険ボウリング大会を開催します。

多数の参加をお待ちしています。

主 催 (一財)香川県社会保険協会高松東支部・高松西支部・善通寺支部
全 国 健 康 保 険 協 会 香 川 支 部

開催日時 平成31年1月19日(土)午後1時30分～

会 場 高松東支部 太洋ボウル 高松市観光通り
高松西支部 シーサイドボウル高松 高松市浜ノ町
善通寺支部 丸亀スターボウル 丸亀市土器町

参加資格 社会保険協会加入事業所(会費納入済)の被保険者

チーム編成 チームの編成は、事業所ごとに4名(うち1名以上は、女性もしくは45歳以上の男性)で編成してください。

試合方法 ヨーロッパ方式で3ゲームを行い、総得点(女性は1ゲーム10点のハンディ)で順位をきめます。

表 彰 表彰は、団体・個人とも上位3位まで表彰します。

そ の 他 参加料は、1チーム千円(ゲーム代は無料ですが、靴代は各自負担)、大会当日ご持参ください。

参加申込 申込書の締切日は、平成30年12月20日(木)としていますのでお早めにお申込みください。

なお、申込期限内であっても、各会場先着18チームで締め切りとさせていただきます。



ボウリング大会参加申込書

事業所名称				所在地	〒	-
申代表者名			連絡先	TEL	()	FAX ()

(チーム)

No.	健康保険証の記号番号	(フリガナ) 氏	名	性別	年齢
1					
2					
3					
4					

(チーム)

No.	健康保険証の記号番号	(フリガナ) 氏	名	性別	年齢
1					
2					
3					
4					

照会先
申込方法

申込書を作成(コピー可)し、香川県社会保険協会まで郵送(ファックス可)してください。

一般財団法人 香川県社会保険協会 〒760-0078 高松市今里町1丁目9-1
☎ 087-834-0522 FAX 087-837-1661

平成30年(小雨決行)

11/23

金・祝 9:30 START

参加費無料
当日受付可

みんなで歩こう!

第28回

ふるさと

健康

Healthy Walk

ウォーク

in丸亀



「里山の自然を訪ねて」

Aコース
15km土器川と飯野山(讃岐富士)登山
※帰着予定 14:30頃

ごはん約3杯分の

カロリーを消費する運動量です。



受付 8:30~9:00

開会式 9:00~ 主催者挨拶、健康講話、コース説明、準備体操、出発宣言

スタート 9:30 Aコース、Bコース順に出発

集合場所 丸亀城内資料館前 芝生広場

準備物 弁当、飲み物、雨具

服装 ウォーキング(山歩き)に適した服装及び靴・手袋

Bコース

10km

「城下町を訪ねて」

丸亀城と中津万象園めぐり
※帰着予定 13:30頃

ごはん約2杯分の

カロリーを消費する運動量です。



申込方法

平成30年11月16日(金)までに、「住所・氏名・年齢・電話番号・希望コース名」を、電話またはFAXでお申し込みください。

丸亀市生活環境部スポーツ推進課

申込先 TEL:(0877)24-1392

FAX:(0877)24-1309

後援 (公財)丸亀市体育協会 NHK高松放送局 RNC西日本放送 KSB瀬戸内海放送 OHK岡山放送 朝日新聞高松総局 四国新聞社
高松リビング新聞社 CVC中讃テレビ協力団体 丸亀市スポーツ推進委員連絡協議会 特定NPO法人香川県里山ボランティアガイド組合 讃岐富士クラブ 土器川ロマンの会
協賛 コカ・コーラボトラーズジャパン(株) (公財)中津万象園保勝会